



佐賀県公報

平成15年
12月1日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

条 例

- ◎佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (四三・人事課) 二
- ◎佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (四四・教育委員会) 二一

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第四三号)

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全給料表の全給料月額を改定することとした。(別表第一、別表第四関係)

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三〇万七、九〇〇円に引き下げることとした。(第七条の三関係)

イ 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三、五〇〇円に引き下げることとした。(第八条関係)

ウ 住居手当について、自宅に係る手当の支給を新築又は購入の日から五年間に限ることとした。(第九条の四関係)

エ 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一四五(特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一二五)に引き下げることとした。(条例第一条の規定による改正後の第一七条関係)

オ 通勤手当について、交通機関等利用者に係る通勤手当を六箇月を超えない期間を単位として一括で支給することとともに、自転車等使

用者に係る通勤手当支給限度額を三万八、四〇〇円に引き上げることとした。(第一〇条関係)

カ 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇(特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一二〇)に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六〇(特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一四〇)に

引き上げることとした。(条例第二条の規定による改正後の第一七条関係)

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を改定することとした。(第四条関係)

(2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き下げることとした。(条例第三条の規定による改正後の第五条関係)

(3) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。(条例第四条の規定による改正後の第五条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 全給料表の全給料月額を改定することとした。(第五条関係)

(2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き下げることとした。(条例第五条の規定による改正後の第六条関係)

(3) 任命権者は第一号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとともに、人事委員会は当該研究員からの苦情を処理するものとした。(第七条関係)

(4) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。(条例第六条の規定による改正後の第六条関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3の(3)は平成一

六年一月一日から、1の(2)の才及びカ、2の(3)並びに3の(4)は同年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

6 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例のほか、三条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を改定することとした。(別表第一〜別表第四関係)

2 諸手当の改定

(1) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三、五〇〇円に引き下げることにした。(第一〇条関係)

(2) 住居手当について、自宅に係る手当の支給を新築又は購入の日から五年間に限ることとした。(第一条の二関係)

(3) 期末手当について、一二期期の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げることとした。(条例第一条の規定による改正後の第二〇条関係)

(4) 通勤手当について、交通機関等利用者に係る通勤手当を六箇月を超えない期間を単位として一括で支給することとともに、自転車等使用者に係る通勤手当支給限度額を三万八、四〇〇円に引き上げることとした。(第一条の三関係)

(5) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四〇に引き下げ、一二期期の支給割合を一〇〇分の一六〇に引き上げることとした。(条例第二条の規定による改正後の第二〇条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(4)及び(5)は平成一六年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十三号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十一万四千四百円」を「三十万七千九百円」に改める。

第八条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第九条の四第一項第二号中「その」を「当該職員のもの」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加える。

第十七条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「」を「百分の百四十五」とあり、及び「」に、「百分の百五十」を「百分の百二十五」に、「百分の八十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	134,400	170,700	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	3	138,800	177,400	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	156,700	172,100	198,500	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	3	163,300	179,300	206,600	238,900	276,000	295,800	315,900	337,200	367,700	403,900
	4	170,400	188,400	214,700	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	5	177,400	198,300	222,000	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	355,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任用職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三(第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
再任	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
用職	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
員以	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
外の職員	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

別表第四(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	—	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
24		514,100	569,800		
再任用職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
再任	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
用職	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
員以	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
外の	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
職員	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任用職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 —	円 —	220,900	243,200	274,400	310,800
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500
再任	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600
用職	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000
外の職員	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300	
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800	
	25	283,900	336,800	378,600	398,900		
	26	288,000	340,700	381,900	402,200		
	27	291,500	344,000	384,900	405,100		
	28	294,600	347,000	387,700	407,500		
	29	297,100	349,700	390,500			
	30	299,200	351,800	393,200			
	31	301,000	353,800	395,500			
	32	302,900	355,700				
	33	304,800	357,600				
	34	306,700	359,700				
	35	308,600	361,800				
	36	310,500	364,000				
	37	312,300	366,300				
	38	314,400	368,500				
	39	316,300					
	40	318,400					
	41	320,200					
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

第十条第二項第二号中「三万七千七百円」を「三万八千四百円」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額(一箇月当たりの)」を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「その額が四万五千円を超え四万七千円以下るときはその額と四万五千円との差額の二分の一の額を、その額が四万七千円を超えるときはその額と四万五千円との差額から千円を控除した額をそれぞれ四万五千円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各

号を加える。

- 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
 第十条第四項中「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、一箇月)をいう。

第十七条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百

分の百二十五」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
一	四〇四、〇〇〇
二	四五七、〇〇〇
三	五一四、〇〇〇
四	五八五、〇〇〇
五	六六八、〇〇〇
六	七八一、〇〇〇
七	九一三、〇〇〇

第五条第二項及び第三項中「「百分の百七十」を「「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
一	四〇九、〇〇〇
二	四八三、〇〇〇
三	五六一、〇〇〇
四	六五三、〇〇〇
五	七六二、〇〇〇
六	八七〇、〇〇〇

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
一	三三七、〇〇〇
二	三七六、〇〇〇
三	四〇六、〇〇〇

第六条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第七条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第一号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第一号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第一項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第一号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

第六条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例第七条の改正規定に限る。)は平成十六年一月一日から、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十項及び第十三項の規定は同年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例若しくは佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例第十六条の五第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項若しくは第十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、外国の地方公共団体の機関等に

派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）第四号第一項又は公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（佐賀県職員給与条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（佐賀県職員給与条例第十一条の三の規定による手当を含む。）の月額合計額に百分の一・六四を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・六四を乗じて得た額

（人事委員会規則への委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要

な事項は、人事委員会規則で定める。

（佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

7 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他任命権者が別に定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加える。

（佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

8 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。」の下に「のうち当該職員その他知事が別に定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないもの」を加える。

（佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正等）

9 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

10 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十、」に、「百分の百七十」を「百分の百六十、」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百

分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

11 平成十五年十二月に支給する期末手当の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則第五項の規定の例によらないものとする。

(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正等)

12 佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

13 佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に改める。

14 平成十五年十二月に支給する期末手当の額については、佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例第三条第二項の規定にかかわらず、附則第五項の規定の例によらないものとする。

参考資料

第一条(佐賀県職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正案	現行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、</p>

採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十一万七千九百円

二 略

2・3 略

採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十一万四千四百円

二 略

2・3 略

第八条 略

第八条 略

(扶養手当)

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千五百円、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千円(職員に扶養親族でない配偶者があつては六千五百円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち一人については一万円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。

4 略

(扶養手当)

3 扶養手当の月額額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万四千元、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ六千円(職員に扶養親族でない配偶者があつては六千五百円、職員に配偶者がない場合にあつてはそのうち一人については一万円)、その他の扶養親族については一人につき五千円とする。

4 略

第九条の四

第九条の四

(住居手当)

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 略

二 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他人

(住居手当)

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 略

二 その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主で

事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して五年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

三 略

2・3 略

(期末手当)
 第十七条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百四十五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。))にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十五」とあるの

あるもの

三 略

2・3 略

(期末手当)
 第十七条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。))にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百五十」とあるの

<p>は「百分の六十五」とする。</p> <p>4・6 略</p> <p>別表第一(別表第四) 略</p>	<p>とあるのは「百分の八十」とする。</p> <p>4・6 略</p> <p>別表第一(別表第四) 略</p>
<p>第二条(佐賀県職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>改正案</p> <p>(通勤手当) 第十条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単一位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単一位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。ただし、運賃等相当額を支給単一位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、支給単一位期間につき、五万五千円を支給単一位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単一位期間のうち最も長い支給単一位期間につき、五万五千円に当該支給単一位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離(再任用短時間勤務職員にあつては、その使用する自転車等の種類、</p>	<p>現行</p> <p>(通勤手当) 第十条 略</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が四万五千円を超え四万七千円以下のときはその額と四万五千円との差額を、その額が四万七千円を超えるときはその額と四万五千円との差額から千円を控除した額をそれぞれ四万五千円に加算した額)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離(再任用短時間勤務職員にあつては、その使用する自転車等の種類、</p>

その使用距離及びその通勤回数)を考慮して三万八千四百円の範囲内において人事委員会規則で定める額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)に三百円を加算した額、第一号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の

その使用距離及びその通勤回数)を考慮して三万七千七百円の範囲内において人事委員会規則で定める額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が四万五千円を超え四万七千円以下るときはその額と四万五千円との差額の二分の一の額を、その額が四万七千円を超えるときはその額と四万五千円との差額から千円を控除した額をそれぞれ四万五千円に加算した額)に三百円を加算した額、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の

額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員、地方公務員(職員を除く。)又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有

額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、国家公務員、地方公務員(職員を除く。)又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有

する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、一箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要

する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額額の算出について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項

な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第十七条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百四十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。

4 5 6 略

は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第十七条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十五、十二月に支給する場合には百分の百四十五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第十七条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百四十五」とあり、及び「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」とする。

4 5 6 略